

告示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	中山神社旧本殿 一棟	埼玉県さいたま市見沼区大字中川百四十三番地	宗教法 人 中山神社
古文書	浄蓮寺過去帳 三冊	埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂三百六十二番地	宗教法 人 浄蓮寺